



(※1)

=== 食品提供に関する合意書 (例) ===

フードバンク団体

- ・生活困窮者及び生活困窮者を支援する団体等に対して提供食品を無償で提供します。
- ・提供食品を非営利目的のみに使用し、転売したり、金銭その他の物と交換することはしません。支援団体に対して、提供食品を転売したり、金銭その他の物と交換しないよう指導します。
- ・提供食品を食品衛生法等に従って適切に取扱います。支援団体に対して提供食品を食品衛生法等に従って適切に取扱うよう指導します。
- ・提供食品の取扱い状況等を適切に記録し、食品提供者の要望に応じて記録を開示します。
- ・提供食品に関して、事故が発生した場合、速やかに原因究明し、拡大防止を図ります。

食品提供者

- ・フードバンク団体に対し、食品衛生法等に適合した安全な食品を提供します。
- ・提供前の食品の原因による品質不良、その他の瑕疵ある場合を除き、一切の責任を負いません。

その他

(特約事項)

(※2)

=== 食品受領に関する合意書 (例) ===

フードバンク団体

- ・提供食品を無償で提供します。
- ・食品の提供について、いかなる金銭的・経済的対価を要求しません。
- ・提供前の食品の原因による品質不良、その他の瑕疵ある場合を除き、一切の責任を負いません。

食品の受領者

- ・提供食品を第三者に譲渡・転売したり、金銭その他の物と交換しません。
- ・提供食品は食品衛生法等に従って適切に保管・管理します。
- ・提供食品について、食品の提供者に直接問合せ等はありません。
- ・提供食品に関して事故が発生した場合、速やかに報告し、拡大防止を図ります。